

名古屋食品界

Nagoya
Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目1-1TEL052(953)5901

名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目14番21号
愛旅運ビル4階TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

第一回組合会 令和7年度予算など可決

保険料は据え置き

第一回組合会は、

三月十日（月）午後二時三十分から名古屋ガーデンパレス（名古屋市中区錦三丁目）で開催されました。

組合会は、三浦邦雄副理事長の開会の辞に始まり、舟橋左門理事長の挨拶の後、太田富久議長の下で、議事録署名者として東地区関山和重議員と守山地区石原完治議員が指名されました。組合会の議事は、肅々と進められ、上程された令和七年度組合の事業計画及び予算など四つの議案と一つの報告事項は、いずれも慎重審議の上、原案通り可決承認されました。

議案審議の後、来賓の村松智恵子市健康福祉局生活衛生部長の祝辞があり、久野雄一副理事長の閉会の辞をもつて組合会は滞りなく終了いたしました。

第一号議案 令和7年度事業計画並びに予算編成方針

組合会は、医療費適正化対策として、①レセプト点検、②医療費通知の毎月実施、③後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のためのお知らせの送付、④受診指導等を行います。また、保健事業として、特定健診・保健指導、人間ドック、生活習慣病検診を実施するとともに、健康家庭の表彰等を例年通り行います。

令和7年度医療費の伸びについては、対前年度四・〇%の伸びと見込み、被保険者一人当たり医療費を二三万四〇〇〇円と見込みました。歳入は、①組合員の高齢化等による事業の廃止、十五歳到達の高齢者が後期高齢者医療制度へ移ることなどにより、被保険者が毎年度減少しています。七年度は、前年度より四一六人の減少と見込み、これによ

り、保険料収入の減少となりました。また、国庫補助率の低い特定被保険者（補助率三三%が一三%と減少します）の増加で補助金が年々遞減しています。

一方、歳出においては、

組合法令遵守（コンプライアンス）体

（コンプライアンス）体

の整備に関する基本方針

（平成二十三年三月二十三日制定）に基づいて、令和七年度の実践計画として策定されたものです。

第二号議案 令和7年度当組合予算

令和7年度の予算総額

は、五八億二五五七万九千円です。

各款別の予算額は、別表「令和7年度名古屋市食

品国民健康保険組合予算」のとおりです。

第三号議案 準備金その他重要な財産の処分について

保険給付費等の支払資金に充てるため、「財政調

整積立準備金」の一部三億

円を令和7年度歳入予算に繰り入れるもので

す。

第四号議案 令和7年度当組合法令遵守（コンプライ

アンス）のための実践計画

これは、「当組合法令遵

守（コンプライアンス）体

の整備に関する基本方針

（平成二十三年三月二十三日制定）に基

づいて、令和七年度の実

践計画として策定され

たものです。

第五号議案 第一号専決処分

金は、前年度より、一億三

百二十八万余円も増加しま

した。

特に、前期高齢者納付

金は、前年度より、一億三

百二十八万余円も増加しま

した。

組合の法令遵守（コンプライ

アンス）のための実践計

画」のとおりです。

組合の法令遵守（コンプライ

別表 令和7年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

(歳 入)

(歳 出)

款	本年度	前年度	比 較	款	前年度	本年度	比 較
1 国民健康保険料	千円 2,844,553	千円 2,907,865	千円 △63,312	1 組合会費	千円 1,050	千円 1,050	千円 0
2 使用料及び手数料	1	1	0	2 総務費	283,481	278,823	4,658
3 国庫支出金	2,430,836	2,470,140	△39,304	3 保険給付費	2,926,263	3,016,230	△89,967
4 前期高齢者交付金	1	1	0	4 後期高齢者支援金等	1,186,369	1,216,406	△30,037
5 出産育児交付金	1,206	1,568	△362	5 前期高齢者納付金等	555,911	452,622	103,289
6 県費支出金	1	1	0	6 介護納付金	610,374	657,339	△46,965
7 市費支出金	7,000	6,000	1,000	7 流行初期医療確保拠出金等	2	0	2
8 共同事業交付金	88,090	81,516	6,574	8 共同事業拠出金	114,112	107,329	6,783
9 財産収入	202	19	183	9 保健事業費	73,440	72,670	770
10 寄付金	1	1	0	10 積立金	1,003	1,003	0
11 繰入金	300,003	420,002	△119,999	11 諸支出金	16,001	16,001	0
12 繰越金	150,000	3,700	146,300	12 予備費	57,573	74,951	△17,378
13 諸収入	3,685	3,610	75				
歳入合計	5,825,579	5,894,424	△68,845	歳出合計	5,825,579	5,894,424	△68,845

別掲(1)

令和7年度名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守
(コンプライアンス)のための実践計画
(令和七年三月一〇日第百四十一回組合会承認)名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守
(コンプライアンス)のための実践計画

人事ローーテーションを実施するとともに、財務会計事務については複数職員により執行する。

保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針「4

(1) 組合員又は被保険者が把握した法令遵守関連情報からの苦情等を役職員が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

規則集等の整備

(2) 法令遵守担当理事は、把握した法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告し承認を得る。

1 法令遵守のための法令、規則集等の整備

(1) 組合員又は被保険者が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

2 法令遵守のための指導・研修等

(2) 法令遵守担当理事は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

3 法令遵守のための管理

(3) 理事長は、法令等に従い監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行う。

4 法令遵守関連情報の報告

(1) 組合員又は被保険者が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

5 不祥事故への対応

(1) 組合員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

6 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(2) 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。

7 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(3) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

8 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(4) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

9 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(5) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

10 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(6) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

11 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(7) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

12 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(8) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

13 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(9) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

14 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(10) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

15 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(11) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

16 ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

(12) 組合員は、差額通知(ジェネリック医薬品(後発医薬品))を処方してもらうことにより、あ

名古屋市食品国民健康保険組合のホームページ
(令和4年3月30日に開設)
URLは、<https://meishoku-kokuhinkai.or.jp>です。
*各種届出書、申請書などは、ダウンロードできます。
ぜひ、ご利用ください。

別掲(2) 名古屋市食品国民健康保険組合規約(昭和34年4月1日施行)の一部改正

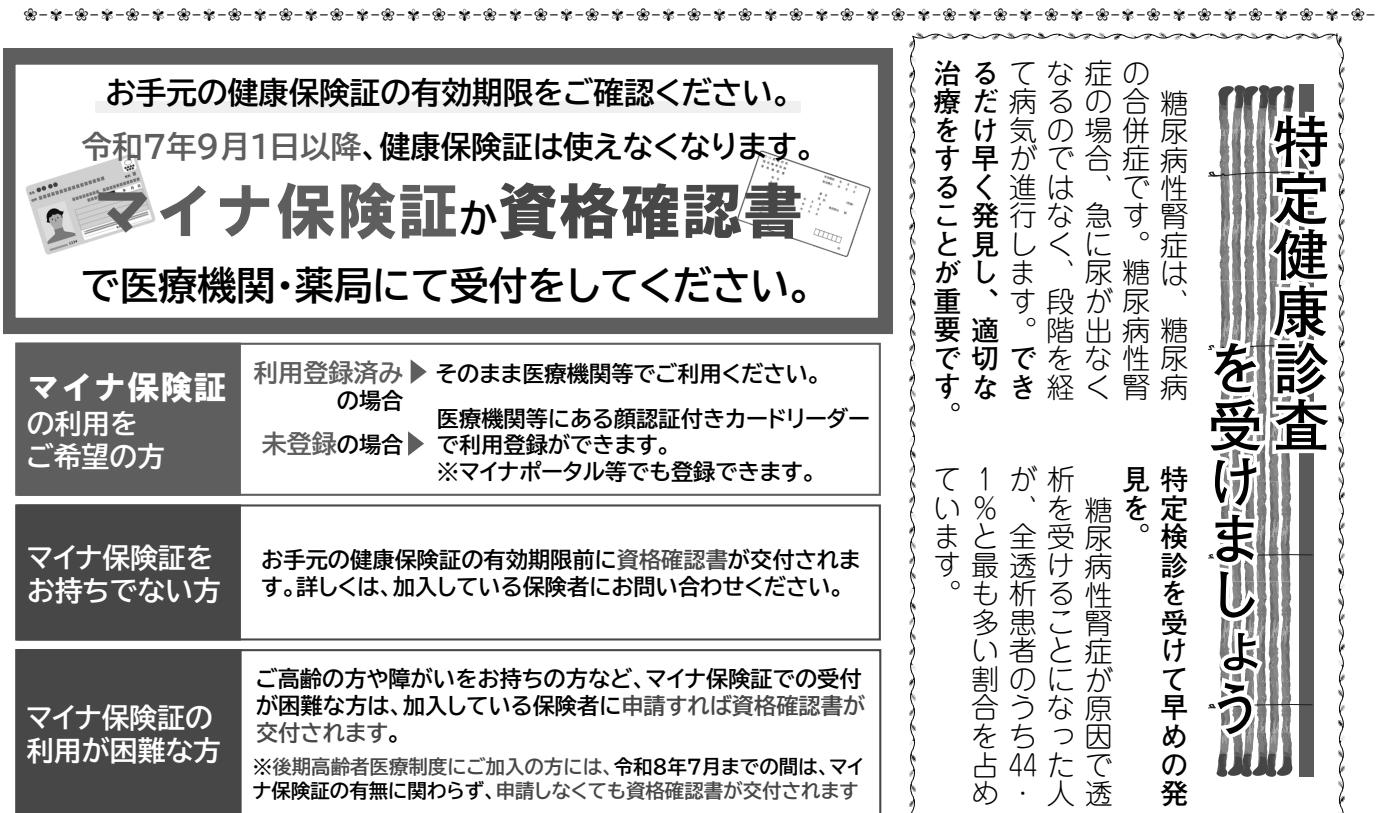
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第 5 章 保険料 (保険料の納付期限の延長)	第 5 章 保険料 (保険料の納付期限の延長)
第 23 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として3箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間に限って徴収猶予することができる。	第 23 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として3箇月以内の期間に限って徴収猶予することができる。
一～四 (略)	一～四 (略)
第 12 章 罰則 (罰 則)	第 12 章 罰則 (罰 則)
第 59 条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を徴する。	第 59 条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を徴する。

附 則

(施行期日)

- この規約は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
 - この規約による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
 - この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

(令和7年3月時点)

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。



※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6~16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

？ マイナンバーカードそのものの有効期限は？

▼ 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。

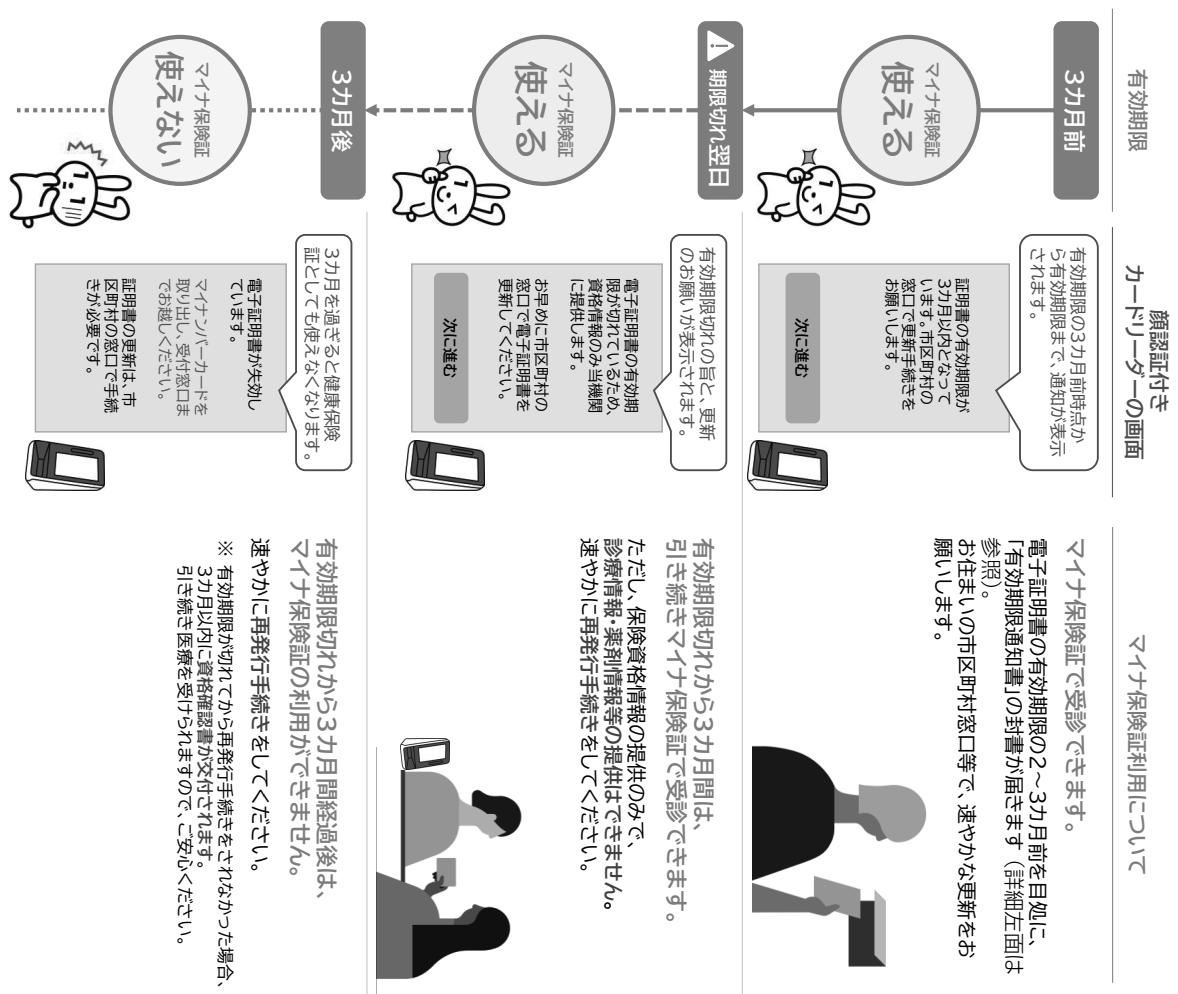
▼ マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、電子証明書が有効期限切れとなる状態となります。
※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2~3ヶ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。

通知が来ていなくても有効期限の3ヶ月前から更新ができます。
同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続を行なってください。
※電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続を行なうことで再発行できます。
※電子証明書の更新と再発行の手続はオンラインではできません。

？ 有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行つたら、どうなるのですか？



公益社団法人
名古屋市食品衛生協会

令和7年度事業計画

事業方針

当協会は、各区食品衛生協会等と連携を密にし、食品衛生法の趣旨に則り、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、食品の品質向上を図るため、食品関係事業者、消費者の食品安全管理や知識向上などをための諸事業を行います。

1 食中毒の予防対策に努めます。

2 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進・定着に努めます。

3 食品衛生責任者講習会等の推進をします。

4 食品営業賠償共済、「あんしんコード君」等の普及に努めます。

5 事業の活性化と当協会の趣旨、事業等の周知、会員の確保に努めます。

1 食品衛生月間やノロウ

收支予算書

(単位:円)

	予算額	備考
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,000	
受取会費	3,000,000	正会員、賛助会員等
事業収益	28,600,000	講習会、共済
補助金	11,306,000	名古屋市、日本食品衛生協会
委託金	14,100,000	責任者講習会、自主管理講習会等
負担金	1,000	
寄付金	1,000	
経常収益計	57,009,000	
(2) 経常費用		
管理費	4,273,100	法人の運営
事業費	65,661,900	講習会、普及啓発、指導・助言等
経常費用計	69,935,000	

イルス食中毒予防強化期間等に各区食品衛生協会と連携して食品衛生パレード、消費者懇談会等食品衛生の普及啓発活動を行うほか、食品衛生大会を開催します。

2 食品衛生責任者養成・実務講習会(集合形式・※eラーニング形式)を開催します。

3 日本食品衛生協会の重点指導項目「HACCPの考え方を取り入れた衛生

4 食品衛生向上の模範となる施設、従事者及び食品衛生の向上に功績があつた個人、団体を顕彰します。

5 名古屋食品界、ホームページ、リーフレット等により、食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意

6 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努めます。

7 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努めます。

8 会員の加入促進、事業の活性化に努めます。

*eラーニング形式による講習会とは

パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画の視聴とテストを受けることで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整つていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することができます。

管理の定着と振り返り」、簡易検査、リーフレット等を活用した自主衛生管理の指導・助言等巡回指導を実施します。

また、日本食品衛生協会の実施する「食の安心・安全・五つ星事業」、「衛生的な手洗い」の普及啓発、検査機器の貸し出しに取り組みます。

6 食中毒予防、食品衛生方を取り入れた衛生管理実践等についての講習会、自主衛生管理制度開設し、自主衛生管理制度推進、食品衛生の知識向上を図ります。

7 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努めます。

8 会員の加入促進、事業の活性化に努めます。

*eラーニング形式による講習会とは

パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画の視聴とテストを受けることで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整つていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することができます。

9 厚生労働省認可済
さらに補償が拡大!!
食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

あんしんコード君(総合食品賠償共済)



オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク

- 食中毒
- 異物混入等

- 従業員の過失
- 施設の欠陥等

- 店舗内の漏水で階下の施設を汚損

- お預かり品にかかる損害

- 店舗内で食事中に盗難

納得の掛金で安心補償

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生!
「スーパーあんしんコード君」

「あんしんコード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!
「あんしんコード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

弁護士無料電話相談サービス
お客様トラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

春の人事異動 (名古屋市保健所・保健センター)

名古屋市では4月1日付けて、定期人事異動が行われ、生活衛生部長に前食品衛生課長の白橋秀明氏が就任されました。食品衛生課では、食品衛生課長に前食品衛生検査所長の山村直紀氏が、課長補佐（食品衛生）には前食品衛生課の課長補佐（食の安全対策）の石井善久氏が、課長補佐（食の安全対策）には、前守山保健センター健康安全課の課長補佐の今西崇平氏が、課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整）には、前教育委員会学校保健課の課長補佐の橋本学氏が就任されました。

には、前教育委員会学校保健課の課長補佐の橋本学氏が就任されま

山村 課長 平成9年名古屋市に奉職。平成19年熱田保健所生活環境課主査に昇任。平成29年に名東保健所生活環境課長に昇任。中川保健センターや健康安全課長を経て、今年4月に生活衛生部長に就任

白橋 部長 平成8年名古屋市に奉職。平成19年港保健所生活環境課主査に昇任。平成26年に守山保健所生活環境課長に昇任。西保健所生活環境課長、港保健センター健康安全課長、健康福祉局健康部環境薬務課長、健康福祉局生活衛生部食品衛生課長を経て、今年4月に生活衛生部長に就任

に就任

石井 課長補佐（食品衛生） 平成19年名古屋市に奉職。中川保健所生活環境課、健康福祉局健康部食品衛生課、中村保健所生

前食品衛生課では、食品衛生課長に前食品衛生検査所長の山村直紀氏が、課長補佐（食品衛生）には前食品衛生課の課長補佐（食の安全対策）の石井善久氏が、課長補佐（食の安全対策）には、前守山保健センター健康安全課の課長補佐の今西崇平氏が、課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整）には、前教育委員会学校保健課の課長補佐の橋本学氏が就任されました。

には、前教育委員会学校保健課の課長補佐の橋本学氏が就任されま

中学校給食係長に昇任。中保健センター保健管理課主査、健康福祉局健康部食品衛生課主査（営業許可・届出等に係る企画調整）、同課課長補佐（食の安全対策）を経て、今年4月に課長補佐（食品衛生）に就任

今西 課長補佐（食の安全対策） 平成19年名古屋市に奉職。中村保健所生活環境課、健康部食品衛生課、中川保健所生活環境課を経て、令和2年中村保健センター保健管理課主査に昇任。西保健センター健康安全課主査守山保健センター健康安全課課長補佐を経て、今年4月に課長補佐（食の安全対策）に就任

橋本 課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整） 平成21年に名古屋市に奉職。千種保健所生活環境課、健康部環境薬務課を経て、平成31年に西保健センター健康安全課業務課係長、教育委員会学校保健所主査に昇任。健康福祉局衛生研究所課係長を経て、今年4月に課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整担当）に就任

令和7年度職員配置表

令和7年4月1日現在

保健センター	所長	健康管理課長又は健康安全課長	担当課長(健康安全)	課長補佐(企画管理)	課長補佐(食品衛生・動物愛護等担当)は課長補佐(食品衛生・動物愛護担当)
健康福祉局長 生活衛生部長 動物愛護管理・検査業務管理担当課長 課長補佐(食の安全対策) 課長補佐(営業許可届出)	行明郎平 山白尾今 田橋関西本 白尾今 橋	保健所長 食品衛生課長 課長補佐(食品衛生) 課長補佐(獣医務)	小山石久 保 嶋村井田 田原村 鈴西杉山筒吉演渡長志原吉川首神篠松	代紀久郎 雅直善太 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村	人平朗平也生佳子徳枝翔子絵宏司理植 一良太恭淳尚恵悦和和広朝史敏光亜正 矢里 勇 朝 正
千種 東北 西 中 昭和 瑞穂 熱田	葛野前田片安早夏加賀 中川港南山守緑東天白	清優 隆樹健裕幸里子幹介 由 小明洋大 晃博 雅誠哲恭 細石五柏金長伊	中畠幸美 森木 川村 岡崎淳子 岡崎淳子 島田植藤井出 遠林町柘伊横和 島田植藤井出	柏永酒鈴荒永村中傳 原井井木川田手田能 川井橋松木田越 黒松高平鈴柴細 孝行生郎光俊人肇剛 川井橋松木田越 黒松高平鈴柴細 孝行生郎光俊人肇剛 川井橋松木田越 黒松高平鈴柴細	人平朗平也生佳子徳枝翔子絵宏司理植 一良太恭淳尚恵悦和和広朝史敏光亜正 矢里 勇 朝 正
中 昭和 瑞穂 熱田	名 東 天 白	隆秀慎崇 哉弓子介郎学美子理 勝真圭俊誠一仁桃友香 春昌賢洋範伸幸 弘己明宣一也典	菜徳吾茂彦行江 仁桃友香 春昌賢洋範伸幸 島田植藤井出 遠林町柘伊横和 島田植藤井出	鈴西杉山筒吉演渡長志原吉川首神篠松 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村 木部本井田口辺川築田田口代田原村	人平朗平也生佳子徳枝翔子絵宏司理植 一良太恭淳尚恵悦和和広朝史敏光亜正 矢里 勇 朝 正
					※1 課長補佐(大規模施設に係るHACCP監視等)

HACCPに沿った衛生管理で 安全な鶏肉料理を提供しましょう!!

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒74件中28件と、4割近くを占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒28件中24件で、「加熱用」と表示された鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画を作成・見直す際は、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、年間を通じて食品等事業者への監視指導及び消費者への啓発を行うとともに、5月及び9月を監視強化月間として、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導を重点的に行います。

◇令和6年に市内で発生したカンピロバクター食中毒

発生年月	原因施設	主な提供メニュー	原材料の鶏肉
R6	1月 飲食店	焼鳥、鶏刺し	加熱用
	5月 飲食店	焼鳥	加熱用
	9月 飲食店	焼鳥、鶏刺し	加熱用
	10月 飲食店	焼鳥、レバ刺し、鶏刺し	加熱用、食肉製品

カンピロバクター食中毒防止の主なポイント

ポイント①：加熱

鶏肉等は中心部まで十分に加熱（75℃ 1分以上）

ポイント②：二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に洗浄・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、

器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

詳しくは … <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000038.html>



なごや「よい食」
インフォメーション

友だち募集中！

友だち登録方法

LINEの「友だち追加」から
二次元コードを読み取るか
ID検索してください。



ID:@265iroef

なごや「よい食」
インフォメーション
(LINE公式アカウント)
友だち募集中！

名古屋市では、食の安全・安心に関する情報を、食品衛生課公式LINE（通称：なごや「よい食」インフォメーション）で市民のみなさまにお届けしています。

食中毒警報をはじめ、食の安全・安心に関する情報など、事業者の方にも役立つ情報を発信しておりますので、ぜひ友だち登録をお願いします！

（名古屋市保健所食品衛生課）